

1 基本的事項

○策定の目的

- ・県による国民健康保険の安定的な財政運営
- ・市町の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進

○対象期間

- ・平成30年度～35年度(6年間)
- ・3年後に中間評価を実施, 必要に応じて見直し

○根拠規定

- ・改正国民健康保険法(平成30年4月1日施行)第82条の2

○策定に当たっての基本的な考え方

身近な地域で質の高い医療サービスが受けられる効率的な医療提供体制の実現に努めるとともに, 県民である被保険者が負担能力(所得水準)に応じて保険料(税)を負担する, 市町の垣根を越えた, より大きな器の中で運営される公平な医療保険制度を目指す。

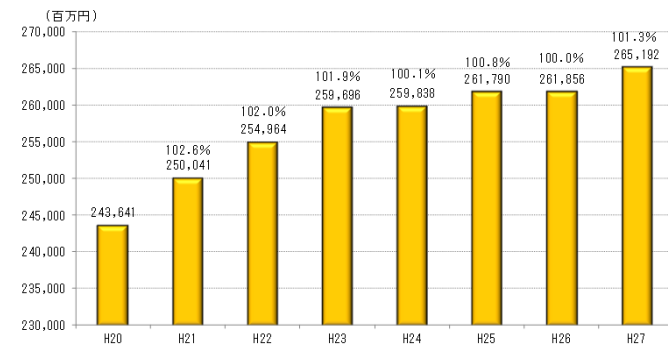
○【PDCAサイクルの実施】(施策目標)

| 施策内容 | 目標 | 具体的な取組 |
|--------------|---|-------------------------------------|
| 保険料率の平準化 | 統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現 | ・準統一の保険料率の算定, 提示 ・激変緩和措置(6年間)の実施 |
| 医療費水準の適正化 | 保健医療計画, 医療費適正化計画に基づく取組との連携や保険者努力支援制度の活用により, 全国水準を踏まえた医療費水準の達成 | ・医療費水準の見える化・医療費適正化対策 ・保健事業等の実施 |
| 保険料(税)徴収の適正化 | 大都市対策を中心とした収納率の向上 | ・口座振替の原則化 |
| 財政収支の改善 | 赤字(決算補填等目的(保険料(税)の負担緩和が中心)の法定外一般会計繰入)の削減 | ・赤字削減計画の策定, 実施 |
| 保険事務の効率化 | 広島県国民健康保険団体連合会と連携した事務の統一化 | ・事務の標準化 ・事務マニュアルの作成 |

2 市町村国保の医療に要する費用及び財政の見通し

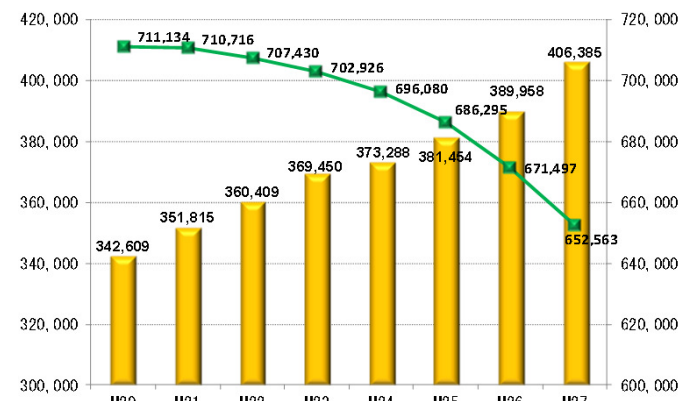
- 本県人口は2,856,582人(H28.3.31現在), そのうち635,774人(22.26%)は県内市町の実施する国民健康保険の被保険者。
- 本県の高齢化率は27.3%(H28.1.1現在), 県内市町国保被保険者では44.7%(平成27年度平均)。

・県内市町の国保医療費の推移と対前年伸び率



備考: 平成20年度の対前年伸び率は, 後期高齢者医療制度創設のため算定しない。
出典: 国民健康保険事業年報(厚生労働省)

・県内市町の国保に関する1人当たり医療費と被保険者数の推移



出典: 国民健康保険事業年報(厚生労働省)

○財政収支の見通し

- ・医療費の高度化や被保険者の高齢化により一人当たり医療費は増加, 少子・高齢化の進展に伴い被保険者数は減少が見込まれることから, 今後も財政運営については, 一層厳しい状況が続くと予想

○財政収支に係る基本的な考え方

- ・県国保特別会計と市町国保特別会計の二階建て構造
- ・納付金制度による県全体での保険給付費等と, 保険料収納必要総額に公費を加えたものの収支均衡

○赤字解消・削減の取組, 目標年次

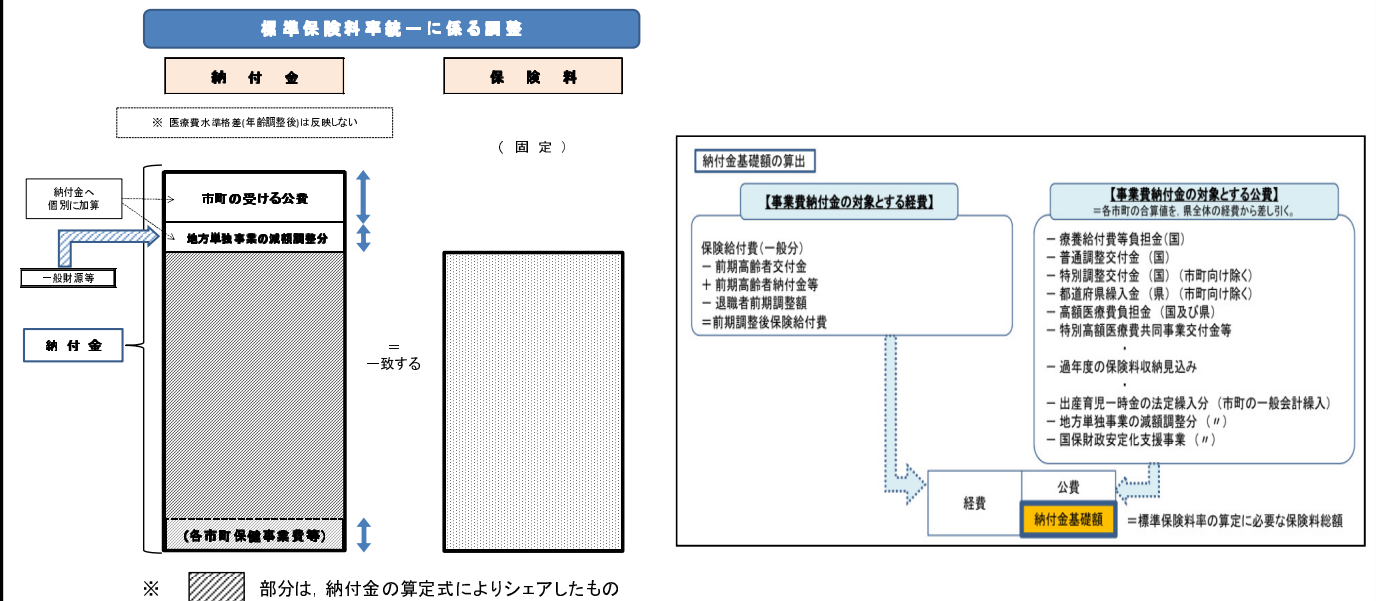
- ・解消すべき赤字がある市町は, 平成30年度からの6年度以内に解消する計画を策定, 取組状況を連携会議に毎年度報告・公表

3 事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法に関する事項

○保険料水準の統一

被保険者の公平性を優先的に確保するとともに, 保険者としての公平性に配慮し, 激変緩和措置期間終了後に, 統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を図り, 将来的には完全な統一保険料率を目指す。
・事業費納付金の算定: 統一保険料率を基本として, 医療費水準の市町間格差を反映せずに算定
・標準保険料率の算定: 収納率の市町間格差を反映した準統一の保険料率を算定

| 区分 | 事業費納付金 | 市町村標準保険料率 |
|--------------|------------------------|---------------|
| 算定方式 | 3方式(所得割, 均等割, 平等割) | 同左 |
| 医療費水準の反映 | 医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ | 同左 |
| 所得水準の反映 | 国の示す所得係数 β を適用 | 同左 |
| 応能割と応益割の比率 | 県全体で $\beta : 1$ | — |
| 均等割と平等割の賦課割合 | 県全体で70:30 | — |
| 賦課限度額 | 政令基準どおり | 同左 |
| 標準的な収納率 | — | 市町ごとの実収納率3年平均 |



○激変緩和措置

- ・市町ごとの一人当たりの保険料収納必要額(本来集めるべき保険料総額の一人分)が一定割合を超えて増加しないように, 公費を用いた激変緩和措置を実施
- ・財源としては, まず, 国の特別調整交付金(暫定措置額)として交付される全額を上限として投入し, 他市町に影響を与えないよう, 県繰入金(1号分)を活用しないことを基本

○激変緩和措置期間中の市町の取組

- ・毎年度, 統一保険料水準を目標にしながら, 当年度の県が示す激変緩和措置後の保険料水準と現行保険料水準との差を解消するために, 「必要な年平均伸び率」に基づいて段階的に保険料を引き上げ
- ・必要に応じて市町が自己財源を活用して緩和措置を実施
- ・算定方式の統一(資産割の廃止)や応益割合(平等割額・均等割額)の変更に伴う緩和調整を計画的に実施

4 市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

- ・保険料(税)の口座振替の原則化

5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

- ・好事例の横展開や, 保険給付費の支給の適正化に資する取組を継続実施

6 医療費の適正化の取組に関する事項

- ・第3期広島県医療費適正化計画(平成29年度策定予定)と連携した事業実施

7 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- ・被保険者証の様式統一など, 効率化・標準化・広域化を推進
- ・共同実施事業を連合会への委託を促進

8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護の連携など

9 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整に関する事項

- ・県と市町の国保担当課長レベルで構成する連携会議による連絡調整